石川県薬剤師研修センターG08 認定薬剤師の皆様へ

新型コロナウイルス感染拡大防止措置による 認定単位取得期間の猶予について

本年3月から5月末ごろまでに認定期限を迎えられるG08認定薬剤師の皆様が、研修会等の中止や延期によって取得単位が不足する場合、単位取得期間を3カ月延長いたします。なお、更新の申請は各自の認定期限までに必ず行ってください。更新申請書を確認し、認定薬剤師の更新を認定いたします。

また、現在認定薬剤師を継続中の皆様が、年間 5 単位以上取得ができない場合の措置も上記と同様に期間を延長いたします。

(アドバイス)

研修単位をそろえる方法には、通常の研修会によるもの以外に次の方法があります。

☆ 短期間で修了する通信講座や e-ラーニング研修を受講する。(いずれも認定薬剤師研修単位が交付されるものに限る)

以上よろしく御対処くださいますようお願い申し上げます。なお、質問があれば本研修センター宛に<メール>でお願いいたします。

公益社団法人石川県薬剤師会 石川県薬剤師研修センター センター長 吉藤 茂行